叙位・叙勲

○叙位

従六位

高橋　興通　坂巻　壽　内藤　徹

従五位に叙する（各通）

齋藤　郁雄　田代　實　田畑　豊　千葉　介　布施　和夫　松尾　千秋

正六位に叙する（各通）

青柳　義俊　伊藤　誠悦　印東　雅裕　大場　邦生　佐々木勝實　堀田　章　山田　弥一

従六位に叙する（各通）

武政　幸夫

正七位に叙する

吉岡　弘

従七位に叙する（以上八月五日）

赤川　正和　太田　二三　傘木　實夫　木橋　正昭　橋本　勝朗　村田　一男

従五位に叙する（各通）

小松　眞　原田　照善

正六位に叙する（各通）

今井　博　太田　武平　新宮　祥文　鈴木　治義　竹尾　敏彦

従六位に叙する（各通）

永井　鉄夫　牧野　弘

正七位に叙する（各通）

黒岩　松夫　関根　信行

従七位に叙する（各通）（以上八月六日）

（富山医科薬科大学名誉教授）

辻　陽雄

正四位に叙する

伊藤　宗武

従四位に叙する

清水　英明

正五位に叙する

笠野　孝　佐藤　和雄　東島　弘　的場　昭二

従五位に叙する（各通）

遠藤　貞俊　徳光　輝男　飛田　次義　橋爪　弘典　花岡　初實　森　勝幸　守安　滉

正六位に叙する（各通）

池田　榮　大山　敬　小原　惠夫　川岸　重一　高橋美智男　竹澤　治孝　武田　俊彦　富田　敏雄　中野　正志　西村　延幸　馬場禮一郎　丸山　豊雄　山下　傳　渡邉太惣治

従六位に叙する（各通）

（岡崎市消防監）

野村　鏡一　松本　仁之

正七位に叙する（各通）

財賀　雅敏　玉村　秀明

従七位に叙する（各通）（以上八月七日）

奥村　友一

従四位に叙する

谷本　剛

正五位に叙する

（柏崎市議会議員）

中澤　三郎　西井　浩三

従五位に叙する（各通）

大岩　浩　菅　忠弘　土持　浩二　永沼　敏郎　峰岸　正男　渡邉　尚人

正六位に叙する（各通）

井上潤次郎　植木　茂　尾崎　強　片岡　豊　菊池壯太郎　清水　昭　檜山　一三　堀江　武輝　村上　重作　山口　勝豊

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する

海老根　信

従七位に叙する（以上八月八日）

松尾　武人

正六位に叙する（各通）

阿部　善彦　森　隆俊　村澤　庄治　和田　充弘

従六位に叙する（各通）

清澤　仁一　染野　建夫

正七位に叙する（各通）（以上八月九日）

鈴木　静次

正七位に叙する（八月十日）

原　稔郎

正七位に叙する（八月十三日）

○叙勲

中山　和廣

旭日単光章を授ける（八月六日）

（柏崎市議会議員）

齋木　裕司

旭日小綬章を授ける

山地　修身

旭日単光章を授ける（以上八月八日）

宇都宮　強　柴田　盛男　渡邉　道彦

瑞宝単光章を授ける（以上八月五日）

伊藤　誠悦　齋藤　郁雄　坂巻　壽　高橋　興通　田畑　豊　松尾　千秋

瑞宝双光章を授ける（各通）

脇田　茂利

瑞宝単光章を授ける（以上八月六日）

村田　一男

瑞宝小綬章を授ける

異儀田博己　新宮　祥文　関根　信行　竹尾　敏彦　永井　鉄夫　原田　照善

瑞宝双光章を授ける（各通）

石嶋　政光　伊藤　義正　今井　博　大原　恪　黒岩　松夫　船山　利和　牧野　弘

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月六日）

宇都宮　強　遠藤　貞俊　大山　敬　川岸　重一　柴田　盛男

（岡崎市消防監）

富田　敏雄　中野　正志　花岡　初實　馬場禮一郎　東島　弘　森　勝幸　守安　滉　山下　傳

瑞宝双光章を授ける（各通）

武田　俊彦　玉村　秀明　野村　鏡一　渡邉　道彦

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月七日）

渡邉　尚人

瑞宝小綬章を授ける

伊藤　和央　植木　茂　大岩　浩　尾崎　強　片岡　豊　清水　昭　菅　忠弘　田中　愛子　土持　浩二　西井　浩三　峰岸　正男　渡邉　照和

瑞宝双光章を授ける（各通）

加藤　寛　田中　康俊　檜山　一三　松尾　武人　村上　重作

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月八日）

阿部　善彦　清澤　仁一　和田　充弘

瑞宝双光章を授ける（各通）（八月九日）

原　稔郎

瑞宝双光章を授ける（八月十三日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から八月六日エクアドル国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、九月二日御答信があった。

官庁報告

官庁事項

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年八月十一日　瀬戸内海広域漁業調整委員会会長　今井　一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る委員会指示

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　「遊漁者」　水産動植物を採捕する者であって、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア　漁業者が漁業を営む場合

イ　漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ　試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2)　「瀬戸内海」　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。

(3)　「くろまぐろ（大型魚）」　くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

(1)　瀬戸内海広域漁業調整委員会会長は、瀬戸内海における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、瀬戸内海において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

(2)　遊漁者は、(1)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年六月十一日から令和四年五月三十一日までとする。

公　告

諸　事　項

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和３年９月14日

麻布税務署長　渡邊　昇

届出した者　エム・シー・エー・ジャパン・インク

事務所等の名称　エム・シー・エー・ジャパン・インク

事務所等の所在地　東京都港区赤坂九丁目７番１号

責任者の氏名　松田　結花

証明書の有効期限　令和７年３月19日

所得税法第214条の規定に該当しなくなった非居住者

所得税法（昭和40年法律第33号）第214条第２項による届出があったので、同法第214条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和３年９月14日

東住吉税務署長　杉山　泰敏

届出した者　仲田　一尋

事務所等の名称　仲田　一尋

事務所等の所在地　大阪府大阪市東住吉区桑津３―17―11

責任者の氏名　仲田　清知

証明書の有効期限　令和４年６月30日

国営共栄近文二期土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営共栄近文二期土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和３年９月14日

農林水産大臣　野上浩太郎

1　縦覧に供すべき書類の名称

国営共栄近文二期土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

2　縦覧期間

令和３年９月15日から令和３年10月14日まで

3　縦覧場所

北海道旭川市及び上川郡鷹栖町各事務所

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

令和３年（家）第７１５９５号

埼玉県さいたま市緑区大字中尾752番地５

申立人　金子　陽子

本籍岩手縣東磐井郡千厩町清田字田畑四拾参番地、最後の住所東京都荒川区西日暮里５丁目１番10号　原田方、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日平成11年11月17日頃、出生の場所岩手縣東磐井郡、出生年月日昭和20年１月９日、職業無職

被相続人　亡　小岩　亀治

事務所東京都千代田区丸の内３―４―２新日石ビル10階　田辺総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加野　理代

東京家庭裁判所

令和３年（家）第７１７２２号

東京都中野区本町２丁目46番１号

申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍東京都板橋区宮本町31番地、最後の住所東京都板橋区宮本町31番７号中野方、死亡の場所埼玉県志木市、死亡年月日令和２年12月14日、出生の場所東京府東京市板橋区、出生年月日昭和18年１月７日、職業不詳

被相続人　亡　千葉　武彦

事務所東京都中央区日本橋２丁目３番21号八重洲セントラルビル８階　日本橋総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　椙村　寛道

東京家庭裁判所

令和３年（家）第７１８０６号

広島県江田島市大柿町大原505番地

申立人　江田島市

本籍広島県江田島市大柿町大君811番地、最後の住所東京都港区芝浦４丁目20番４号グッドタイムリビング芝浦アイランド　331、死亡の場所東京都港区、死亡年月日平成30年12月８日、出生の場所広島県佐伯郡大柿町、出生年月日昭和10年３月11日、職業無職

被相続人　亡　中宇根悦子

事務所東京都千代田区丸の内３丁目１番１号国際ビル839区中外合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田辺研一郎

東京家庭裁判所

令和３年（家）第７１９２４号

東京都足立区竹の塚１丁目40番15号　庄栄ビル５Ｆ

申立人　松本　朗子

本籍東京都北区赤羽１丁目51番地、最後の住所東京都足立区入谷３丁目３番６号紫磨園、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和３年５月21日、出生の場所東京市王子区、出生年月日昭和15年11月３日、職業無職

被相続人　亡　岩沢　紀明

事務所東京都千代田区平河町１丁目８番２号山京半蔵門パレス401号　小代法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小代　順治

東京家庭裁判所

令和３年（家）第７１９５９号

東京都目黒区洗足２丁目８番２号関興パークハイツ209　うなての法律事務所

申立人　鹿野　真美

本籍埼玉県深谷市田所町1146番地、最後の住所東京都目黒区目黒本町４丁目12番20号モンファイエ目黒本町402、死亡の場所東京都港区、死亡年月日令和３年４月13日、出生の場所東京府東京市芝区、出生年月日昭和７年８月25日、職業無職

被相続人　亡　武井　都

事務所東京都品川区上大崎１丁目19番32号ハイツ目黒206　池田山総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長尾　愛女

東京家庭裁判所

令和３年（家）第９０５３４号

東京都千代田区大手町１丁目９番４号

申立人　株式会社日本政策金融公庫

本籍東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎西松原28番地11、最後の住所東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎西松原28番地11、死亡の場所東京都福生市、死亡年月日令和２年３月８日、出生の場所青森県西津軽郡木造町、出生年月日昭和25年７月24日、職業法人経営

被相続人　亡　神成　謙司

事務所東京都立川市曙町２丁目34番13号オリンピック第３ビル701　岡野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡野　和弘

東京家庭裁判所立川支部

令和３年（家）第３１４６号

静岡県田方郡函南町大竹218番地38

申立人　内山　幸子

本籍神奈川県小田原市飯泉1237番地８、最後の住所神奈川県小田原市飯泉1237番地の８、死亡の場所神奈川県小田原市、死亡年月日令和３年２月15日、出生の場所新潟県東頸城郡松代町、出生年月日昭和29年10月28日、職業無職

被相続人　亡　齋藤　芳雄

事務所神奈川県小田原市本町１丁目４番７号朝日生命小田原ビル402　おだわら総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤嶋　崇友

横浜家庭裁判所小田原支部